

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第4726149号
(P4726149)

(45) 発行日 平成23年7月20日(2011.7.20)

(24) 登録日 平成23年4月22日(2011.4.22)

(51) Int. Cl.		F 1
A 6 1 K	8/97	(2006.01)
A 6 1 Q	19/10	(2006.01)
A 6 1 K	8/02	(2006.01)
A 6 1 K	8/36	(2006.01)
A 6 1 K	8/19	(2006.01)

A 6 1 K	8/97
A 6 1 Q	19/10
A 6 1 K	8/02
A 6 1 K	8/36
A 6 1 K	8/19

請求項の数 9 (全 9 頁) 最終頁に続く

(21) 出願番号	特願2008-291559 (P2008-291559)
(22) 出願日	平成20年11月13日(2008.11.13)
(65) 公開番号	特開2010-116359 (P2010-116359A)
(43) 公開日	平成22年5月27日(2010.5.27)
審査請求日	平成21年3月23日(2009.3.23)

(73) 特許権者	000135748
	株式会社バンダイ
	東京都台東区駒形一丁目4番8号
(74) 代理人	100079005
	弁理士 宇高 克己
(72) 発明者	北本 祐子
	東京都台東区駒形一丁目4番8号 株式会 社バンダイ内
審査官	八次 大二朗

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 組成物、及びピール掛け感を味わうプレイ方法

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

水との混合により発泡現象が起きて該水溶液を身体に掛けることによって身体を洗浄できるようにすると共にピール掛け感を味わえるようにする為の組成物であって、

ホップエキス含有物と、

酸と、

炭酸塩と、

界面活性剤

とを含有することを特徴とする組成物。

【請求項2】

酸が有機酸である

ことを特徴とする請求項1の組成物。

【請求項3】

炭酸塩が炭酸アルカリ金属塩および/または炭酸アルカリ土類金属塩である

ことを特徴とする請求項1又は請求項2の組成物。

【請求項4】

界面活性剤が耐塩性界面活性剤である

ことを特徴とする請求項1～請求項3いずれかの組成物。

【請求項5】

更に吸熱剤を含有する

10

20

ことを特徴とする請求項 1 ~ 請求項 4 いずれかの組成物。

【請求項 6】

吸熱剤が糖類および糖アルコール類の群の中から選ばれる何れかである

ことを特徴とする請求項 5 の組成物。

【請求項 7】

吸熱剤がソルビトールおよび / またはキシリトールである

ことを特徴とする請求項 5 の組成物。

【請求項 8】

粉末状のものである

ことを特徴とする請求項 1 ~ 請求項 7 いずれかの組成物。

10

【請求項 9】

請求項 1 ~ 請求項 8 いずれかの組成物が容器に充填されてなり、

前記容器は、端部に開口部が構成された首部を有し、該開口部には蓋が配設されたものである、茶系統の着色容器である

ことを特徴とする茶系統の着色容器に充填されてなる組成物。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、例えば風呂場などにおいて頭部を洗うと共にビール掛け感を味わうことが出来る技術に関する。

20

【背景技術】

【0002】

例えば、プロ野球の日本シリーズの終了後、優勝したチームの祝賀会では、ビール掛けのプレイが行われている。

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0003】

さて、祝賀会でのビール掛けプレイのテレビ画面を眺めていると、ビール掛けプレイに参加している選手たちが心から楽しんでいることが窺える。従って、ビール掛けプレイは、実に、楽しいのであろうことが判る。

30

【0004】

ところで、例えば受験に合格した時とか、好きな異性にした告白が受け入れられた時とか、その他にもゲームで大勝した時と言った嬉しい時・楽しい時に、上記のようなビール掛け感を味わえたら喜びが一段と増すであろうことが想像される。

【0005】

又、嬉しい時とか楽しい時に限られず、悲しい時や寂しい時にもビール掛け感を味わえたら、その悲しみや寂しさが癒されるであろうことが想像される。

【0006】

では、ビールを買って来て、自分で、ビールを掛ければ良いでは無いかと思われるかも知れないが、ビール掛けプレイを行った後、部屋の掃除を行わなければならない、極めて面倒である。また、ビール自体は体に掛けることを前提とするものではない為、肌に悪影響があるので無いかの恐れ有る為、躊躇がある。又、そもそも、ビールである以上、未成年や幼児は行うことが出来ない。事実、ビール掛けプレイを殆どの者が知っているにも拘らず、周囲でビール掛けプレイを行ったことを聴くことは無い。これは、それを行った後の後始末の面倒さ、又また、それ故に行える場所を制限されていること、ビールを肌に直接掛けることに因る悪影響の恐れ、又、ビールである以上、対象者が限られることに起因しているものと思われる。

40

【0007】

従って、本発明が解決しようとする課題は、ビール掛け感を健康への影響を気にせず簡単に年齢に関わらず誰でも味わうことが出来るようにすることである。

50

【課題を解決するための手段】

【0008】

先ず、ビール掛けプレイ後の後始末をどうするかについての考察を進めると、服を着たまま、ビールを身体に掛けた場合、服も汚れ、部屋も汚れてしまう。そこで、風呂場で裸になってビールを掛けてみたが、後始末の面倒は無いものの、冷たいビールを裸に掛けることになる為、体が冷え健康に良く無くなく、又、ビールを肌 directly 掛けることによる悪影響の恐れも消えない。又、やはり、未成年者や幼児は行うことが出来ない。

【0009】

一方、頭部にシャンプーを掛けて頭髪をゴシゴシと洗うことが風呂場では日常茶飯事である。又、ボディシャンプーを用いて身体を洗う行為も同様である。この時、シャンプーやボディシャンプーにビールを混ぜておき、頭髪または身体を洗浄時に、ビール掛けプレイを行うようにすれば、体が冷えることも無く、又、水で洗い流すことも出来るので後始末も楽である。又また、シャンプーである為、肌への悪影響の恐れも無く、未成年者や幼児も使用可能であり、誰でも簡単にビール掛け感を味わえるのではないかと閃きを得た。

10

【0010】

しかしながら、シャンプーの中にビールを混ぜると言っても、これは、容易なことでは無い。従って、それなりのものを用意しておく必要が有る。

【0011】

上記啓示を基にして更なる検討が行なわれた結果、本発明に到達するに至った。

20

【0012】

すなわち、前記の課題は、

水との混合により発泡現象が起きて該水溶液を身体に掛けることによって身体を洗浄できるようにすると共にビール掛け感を味わえるようにする為の組成物であって、

ビール状感奏呈成分と、

発泡成分と、

洗浄成分

とを含有することを特徴とする組成物によって解決される。

【0013】

又、上記組成物であって、好ましくはビール状感奏呈成分がホップエキスを有することを特徴とする組成物によって解決される。又、上記組成物であって、好ましくは発泡成分が酸と炭酸塩とを有することを特徴とする組成物によって解決される。又、上記組成物であって、好ましくは発泡成分が有機酸と炭酸塩とを有することを特徴とする組成物によって解決される。又、上記組成物であって、好ましくは発泡成分が有機酸と炭酸アルカリ金属塩および/または炭酸アルカリ土類金属塩とを有することを特徴とする組成物によって解決される。又、上記組成物であって、好ましくは洗浄成分が耐塩性界面活性剤を有することを特徴とする組成物によって解決される。

30

【0014】

又、上記組成物であって、好ましくは更に吸熱剤を含有することを特徴とする組成物によって解決される。又、この組成物であって、好ましくは吸熱剤が糖類および糖アルコール類の群の中から選ばれる何れかであることを特徴とする組成物によって解決される。又、この組成物であって、好ましくは吸熱剤がソルビトールおよび/またはキシリトールであることを特徴とする組成物によって解決される。

40

【0015】

又、上記組成物であって、好ましくは粉末状のものであることを特徴とする組成物によって解決される。

【0016】

又、上記組成物が容器に充填されてなり、

前記容器は、端部に開口部が構成された首部を有し、該開口部には蓋が配設されたものであって、茶系統の着色容器である

50

ことを特徴とする茶系統の着色容器に充填されてなる組成物によって解決される。

【0017】

又、ビール掛け感を味わうプレイ方法であって、
上記の組成物と水とを混合し、発泡させる混合・発泡工程と、
発泡した水溶液を頭部に掛ける工程

とを具備することを特徴とするビール掛け感を味わうプレイ方法によって解決される。

【0018】

又、ビール掛け感を味わうプレイ方法であって、
上記茶系統の着色容器を開蓋して水を添加する水添加工程と、
前記水添加工程の後、閉蓋して着色容器を振る加振工程と、
前記加振工程の後、発泡した水溶液を身体に掛ける工程

とを具備することを特徴とするビール掛け感を味わうプレイ方法によって解決される。

【発明の効果】

【0019】

ビール掛け感を簡単に味わうことが出来た。しかも、その時、身体（特に頭髪）の洗浄も行なうことが出来、非常に好都合である。

【発明を実施するための最良の形態】

【0020】

本発明は、水（特に、温水：例えば、35～43の温水）との混合により発泡現象が起きて該水溶液を身体に掛けることによって身体を洗浄できるようにすると共にビール掛け感を味わえるようにする為の組成物である。そして、ビール状感奏呈成分と、発泡成分と、洗浄成分とを含有する。ビール状感奏呈成分は、例えばホップエキスである。ホップエキスは、ビールの苦味と爽快な香りを生み出すものであり、ビールには必須の成分である。従って、本発明の組成物におけるビール状感奏呈成分として、ホップエキスは特に好ましいものである。尚、ホップエキスに代わって、或いはホップエキスと共に、麦芽が用いられることもある。発泡成分は、一剤でもって、水との作用によって発泡する剤であっても良い。しかしながら、一般的には、酸と炭酸塩とで構成される。すなわち、二剤と言った複数種の剤で構成される。酸には無機酸あるいは有機酸が用いられる。但し、本発明にあっては、皮膚に対する刺激性や安全性の観点から、有機酸が無機酸よりも好ましい。例えば、クエン酸、コハク酸、フマル酸、リンゴ酸、アジピン酸、酒石酸、乳酸などを好ましいものとして挙げる事が出来る。炭酸塩としては炭酸金属塩（炭酸水素金属塩も含まれる。金属は、特に、アルカリ金属あるいはアルカリ土類金属である。）が挙げられる。特に、炭酸ナトリウム、炭酸カリウム、炭酸マグネシウム等は好ましいものである。尚、炭酸水素ナトリウム等の炭酸水素塩は、水分との反応性が高いことから、炭酸ナトリウム等の炭酸塩に比べると、本発明にあっては劣るものであった。洗浄成分は、特に、界面活性剤である。例えば、アルキル硫酸塩、ポリオキシアルキレンアルキルエーテル硫酸塩、ポリオキシアルキレンアルケニルエーテル硫酸塩、スルホコハク酸アルキレンアルキルフェニルエーテル硫酸塩、スルホコハク酸アルキルエステル塩、ポリオキシアルキレンスルホコハク酸アルキルエステル塩、高級脂肪酸塩、アルカンスルホン酸塩などのアニオン系界面活性剤が挙げられる。或いは、例えば塩化ラウリルトリメチルアンモニウム、塩化セチルトリメチルアンモニウム、臭化セチルトリメチルアンモニウム、塩化ステアリルトリメチルアンモニウム、臭化ステアリルトリメチルアンモニウム、臭化ラウリルトリメチルアンモニウム等のアルキルトリメチルアンモニウム塩、塩化ジセチルジメチルアンモニウム、塩化ジステアリルジメチルアンモニウム、塩化ジココイルジメチルアンモニウム等のジアルキルジメチルアンモニウム塩、塩化ミリスチルジメチルベンジルアンモニウム、塩化ステアリルジメチルベンジルアンモニウム、メチル硫酸ラノリン脂肪酸アミノエチルトリメチルアンモニウム、メチル硫酸ラノリン脂肪酸アミノプロピルエチルジメチルアンモニウム、エチル硫酸ラノリン脂肪酸アミノプロピルエチルジメチルアンモニウム、エチル硫酸ラノリン脂肪酸アミノプロピルトリエチルアンモニウム、エチル硫酸ラノリン脂肪酸アミノエチルトリエチルアンモニウム、エチル硫酸イソステアリン酸アミノプロピルエ

10

20

30

40

50

チルジメチルアンモニウム、エチル硫酸イソノナン酸アミノプロピルエチルジメチルアンモニウム、ステアリルアミドプロピルジメチルアミン（及びその塩）、ステアリルアミドエチルジエチルアミン（及びその塩）、エチル硫酸イソアルカン酸（C14～C20）アミノプロピルエチルジメチルアンモニウム、エチル硫酸イソアルカン酸（C18～C22）アミノプロピルエチルジメチルアンモニウム、アルキルトリメチルアンモニウムサッカリン等のカチオン系界面活性剤、ポリオキシアルキレンソルビタン脂肪酸エステル類、ポリオキシアルキレンソルビット脂肪酸エステル類、ポリオキシアルキレングリセリン脂肪酸エステル類、ポリオキシアルキレン脂肪酸エステル類、アルキルグリセリルエーテル類、ポリオキシアルキレンアルキルエーテル類、ポリオキシアルキレンアルキルフェニルエーテル類、ポリオキシアルキレン（硬化）ヒマシ油類、ショ糖脂肪酸エステル類、ポリグリセリンアルキルエーテル類、ポリグリセリン脂肪酸エステル類、脂肪酸アルカノールアミド、アルキルグリコシド類などの非イオン系界面活性剤、その他にもアルキルジメチルアミノ酢酸ベタインや脂肪酸アミドプロピルベタイン等のベタイン系界面活性剤と言った両性界面活性剤を適宜用いることが出来る。尚、本発明にあつては、発泡作用（発泡現象）を奏させる為に、例えば炭酸ガスを利用する。従つて、洗浄成分は、炭酸ガスの発生する条件下において界面活性剤としての効果を奏するものが好ましい。例えば、アシル化イセチオン酸系界面活性剤やリン酸エステル系界面活性剤が好ましいものとして挙げられる。中でも、炭素数8～24の直鎖又は分岐鎖の飽和又は不飽和の脂肪酸基を有するアシル化イセチオン酸塩は好ましいものである。

10

【0021】

20

上記成分の配合割合は、発泡成分100質量部に対して、好ましくは、洗浄成分が7～35質量部である。更に好ましくは10質量部以上である。そして、30質量部以下である。すなわち、洗浄成分が少なすぎる場合には、洗浄効果が弱いからである。逆に、洗浄成分が多すぎる場合、即ち、発泡成分が相対的に少なすぎる場合には、発泡効果が弱く、ビール掛け気分が弱くなった。従つて、本発明では上記割合が好ましかった。又、発泡成分100質量部に対して、好ましくは、ビール状感奏呈成分が0.001質量部以上である。更に好ましくは0.01質量部以上である。もっと好ましくは0.1質量部以上である。そして、3質量部以下である。すなわち、ビール状感奏呈成分が少なすぎる場合には、ビール掛け気分が弱かったからである。逆に、ビール状感奏呈成分が上記割合を越えて多くなつても、ビール掛け気分が更に強くなるものでもなかったことから、好ましい上限値を3質量部とした。発泡成分として酸と炭酸塩とが用いられた場合、両者の好ましい割合は、酸と炭酸塩との反応式によって決まる。例えば、1モルの酸と1モルの炭酸塩とが過不足なく反応して炭酸ガスが発生する場合、酸と炭酸塩との好ましい割合は、モル比で、約1対1である。勿論、これは、おおよその値であり、この値に限られるものではない。一般的には、例えば20%程度の割合で多かつたり少なかつたりしても良い。

30

【0022】

本発明の組成物は、好ましくは、吸熱剤を含有する。すなわち、発泡作用を奏させる為、本発明では、例えば酸と炭酸塩との反応によって炭酸ガスを発生させる。この反応は、一般的には、発熱反応である。この為、身体に掛けた場合、そのままでは、快感に劣る場合もある。従つて、反応で生じた発熱による不快感を和らげる為、吸熱剤が加えられていることが好ましい。このような吸熱剤としては、水に溶解（或いは、反応）する際の溶解熱（反応熱）が吸熱タイプのものであることを選ぶことで対応できる。本発明で用いられる好ましい吸熱剤には糖類や糖アルコール類を選ぶことが出来る。糖類には、単糖類、二糖類、少糖類、多糖類がある。単糖類は、例えばグルコース、ガラクトース、マンノース、フルクトース、リボース、アロース、グロース、キシロース、アラビノース、リキソース、イドース、タロース等である。二糖類は、例えばマルトース、ラクトース、セルビオース、フルクトース等である。小糖類は、例えばオリゴ糖などである。多糖類は、例えばキチン、キトサン、デンプン、セルロース、カラギーナン、グリコーゲン、ペクチン、デキストリン、キシログルカン、セラチン、ヒアルロン酸、アルギン酸などである。糖アルコール類は、例えばエリスリトール、マンニトール、キシリトール、ソルビトール、マルチトール、

40

50

ラクチトール、オリゴ糖アルコール等である。吸熱剤の中でも本発明において好ましいのはソルビトールやキシリトール等の糖アルコール類である。特に、ソルビトールである。本発明において用いられる吸熱剤は、酸と炭酸塩とで構成される発泡成分100質量部に対して、7～30質量部の割合であることが好ましい。特に、10質量部以上である。そして、20質量部以下である。すなわち、上記のような割合で吸熱剤を添加しておくことによって、ビール掛け感を味わう為、本発明の組成物と水との混合水溶液を身体に掛けた場合でも、不快感を感じずに済んだからである。

【0023】

本発明は、必要に応じて、更に、他の成分を含んでいても良い。例えば、混合水溶液の色合いをビール状のものとする為、黄色系の着色剤の含有は好ましい。着色剤の含有量は、着色剤の色合いによっても多少の変動はあるが、発泡成分100質量部に対して1質量部以下である。更には、0.1質量部以下である。そして、0.0001質量部以上である。尚、これに伴って、必要に応じて、着色剤の希釈剤が用いられる。その他にも、必要に応じて、香料、流動化剤、酸化防止剤、保湿剤などを含んでいても良い。これ等の合計の含有量は、発泡成分100質量部に対して2質量部以下である。

【0024】

本発明の組成物は、粉末状（本発明では、粉末状の表現には粒状のものも含まれる。但し、粒状のものよりも粉末状のものの方が溶解性・反応性（発泡性）の観点から好ましい。）の形態のものが好ましい。それは、液体形態の場合、通常、水溶液の形態である。水溶液が用いられると、上記酸と炭酸塩とが反応してしまう。従って、上記酸と炭酸塩との反応が必要時（ビール掛けプレイ準備動作時）まで起こらないようにする為、粉末状の形態のものが好ましい。この観点から、必要時まで炭酸ガスの発生が起きないようにする為、炭酸水素ナトリウム等を採用しない方が好ましかった。尚、本発明においては、各成分が、各々、粉末であっても良い。或いは、各成分が混ざったものが粉末のものであっても良い。すなわち、一つの粉末の中に各成分を有する形態のものであっても良い。

【0025】

本発明にあっては、好ましくは、上記組成物（粉末形態の組成物）が容器に充填されたものである。この容器は、出来れば、所謂、ビール瓶の如きの形状のものが好ましい。但し、ビール瓶の如きの形状と言っても、その大きさは小さい。つまり、端部に開口部が構成された首部（首部とは細長い部分を有する形態）を有する容器である。そして、開口部には蓋（栓）が配設されたものである。更に、容器は茶系統の着色容器である。これによって、恰も、ビール感覚が高まる。又、光による分解が起き難い。

【0026】

そして、例えば風呂場にて、上記の組成物（粉末）と水（特に、温水）とを混合し、発泡させた後、発泡した水溶液を身体に掛ける。或いは、上記茶系統の着色容器を開蓋して水（特に、温水）を添加した後、閉蓋して着色容器を振り、発泡した水溶液を身体に掛ける。こうすることで、ビール掛け感を味わうことが出来る。更に、身体のうち頭部を擦ることによって、頭部（頭髪）の洗浄も行なえる。ここで、特に温水を用いるのは、それだけ発泡が早いからである。混合水溶液に用いられる水は、上記組成物100質量部に対して、100～2000体積部が好ましい。

【0027】

以下、具体的な実施例を挙げて本発明を説明するが、本発明は下記実施例に限られないことは当然である。

【0028】

[実施例1]

リンゴ酸（有機酸）	50質量部
Na ₂ CO ₃ （炭酸塩）	50質量部
ソルビトール（吸熱剤）	15質量部
ココイルイセチオン酸ソーダ（界面活性剤）	7質量部
ラウロイルグルタミン酸ソーダ（界面活性剤）	7質量部

10

20

30

40

50

オレフィン（炭素数 14 ~ 16）スルホン酸ソーダ（界面活性剤）	7 質量部
ホップエキス（ビール状感奏呈成分）	0.1 質量部
1,3-ブチレングリコール（保湿剤）	0.2 質量部
黄5号（着色剤）	0.02 質量部
Na ₂ SO ₄ （色材の希釈剤）	0.2 質量部
香料	0.3 質量部
シリカ（流動化剤）	0.2 質量部
ジブチルヒドロキシトルエン（酸化防止剤）	0.2 質量部

【0029】

10

上記成分を混合して粉末状のものとした。そして、この粉末 10 g を、ビール瓶を小型にした形状の着色（褐色）容器に充填した。

【0030】

使用に際しては、先ず、蓋（栓）を開き、40 程度の温水を 200 ml 注いだ。次いで、指で開口部を塞いで閉蓋（栓）し、容器を振った。これによって、容器内の粉末は温水に良く溶け、そして有機酸と炭酸塩との反応によって炭酸ガスが発生し、発泡が起きた。尚、発泡が起きても、閉蓋（栓）状態であるから、外部に泡が吹き出して来ることは無い。この後、開口部を塞いだ指を離して身体に掛けると、炭酸ガスの作用によって勢い良く飛び出すホップエキス含有水溶液によって、ビール掛けの気分を味わうことが出来た。かつ、洗浄成分をも含有していることから、擦ることによってシャンプーをすることが出来た。

20

【0031】

[実施例 2]

ソルビトールを添加しなかった以外は実施例 1 に準じて行なった。その結果、実施例 1 の場合と同様、ビール掛けの気分を味わえると共にシャンプーも行えた。但し、本実施例では、有機酸と炭酸塩との反応時に発生する熱によって水溶液が熱く感じられ、この点において実施例 1 のものに比べたならば劣っていた。

【図面の簡単な説明】

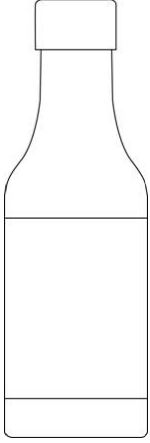
【0032】

【図 1】茶系統の着色容器の外観を示す図

代 30

理 人 宇 高 克 己

【 1】



フロントページの続き

(51) Int.Cl.

A 6 1 K 8/60 (2006.01)
A 6 1 K 8/34 (2006.01)

F I

A 6 1 K 8/60
A 6 1 K 8/34

(58) 調査した分野(Int.Cl. , D B 名)

A 6 1 K 8 / 9 7
A 6 1 K 8 / 0 2
A 6 1 K 8 / 1 9
A 6 1 K 8 / 3 4
A 6 1 K 8 / 3 6
A 6 1 K 8 / 6 0
A 6 1 Q 1 9 / 1 0